第十条第二項を次のように改める。

2　法第三百十七条の六第五項第一号及び第六項第一号に規定する総務省令で定める方法は、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第四条第一項の定めるところにより法第三百十七条の六第七項に規定する記載事項（第四項において「記載事項」という。）を送信する方法とする。この場合において、同令第四条第一項中「行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百十七条の六第五項又は第六項に規定する市町村の長の定めるところにより、当該市町村の長の指定する地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したものの使用に係る電子計算機」と、「同項」とあるのは「情報通信技術利用法第三条第一項」とする。

第十条第四項を同条第七項とし、同条第三項中「前項の承認を受けようとする者」を「政令第四十八条の九の八第一項に規定する総務省令で定める事項」に、「を記載した申請書を同項の市町村の長に提出しなければならない」を「とする」に改め、同項第一号中「その」を「政令第四十八条の九の八第一項に規定する」に改め、同項第二号中「当該」を「法第三百十七条の六第七項の」に改め、「、光ディスク等の種類並びに光ディスク等により調製し、提出しようとする給与支払報告書の規格及び見込枚数」を削り、同項第三号を同項第六号とし、同項第二号の次に次の三号を加える。

三　光ディスク等の種類

四　光ディスク等の規格

五　光ディスク等により調製し、提出しようとする法第三百十七条の六第五項の給与支払報告書及び同条第六項の公的年金等支払報告書の見込枚数

3　前項の送信は、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として総務大臣が定める基準に従つて行うものとする。

4　法第三百十七条の六第五項第二号又は第六項第二号の規定による記載事項の記録に関する技術基準については、総務大臣が定める。

5　法第三百十七条の六第五項第二号に規定する総務省令で定める記録用の媒体は、光ディスク、磁気テープ又は磁気ディスク（次項において「光ディスク等」という。）とする。

第十条の二の二中「第四十八条の九の八第一項（」を「第四十八条の九の九第一項（」に改め、同条第一号中「第四十八条の九の八第一項」を「第四十八条の九の九第一項」に改め、同条第四号中「第四十八条の九の八第四項」を「第四十八条の九の九第四項」に改める。

第十条の二の三中「第四十八条の九の九」を「第四十八条の九の十」に改める。

第十条の七の三第七項第二号中「及び」を「並びに」に、「の規定により算定された額」を「に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十九条各号に掲げる費用の額の合計額」に、「同条第一項第二号」を「同法第四十八条第一項第二号」に改める。

第十条の十三第一号中「本条」を「この条」に改め、同条第三号中「債務等処理法第二十五条に規定する移転が終了するまでの間貸し付けている土地（当該移転が平成二十三年一月一日までに終了しない場合にあつては、同日までの間においてのみ貸し付けている土地）で日本貨物鉄道株式会社が行う鉄道事業の用に直接供するもの（鉄道事業に係る線路設備、停車場、車庫、工場、倉庫及び詰所の用に供する土地に限る。）又は」を削る。

第十一条の二第一項第一号中「及び第三項」を削り、同項第二号ロ中「（第三項において「外国貿易船」という。）」を削り、同条第三項を削る。

第十一条の十一中「（都市計画法第七条第三項の市街化調整区域内にあるものに限る。）」を削る。

第二十四条の九第二号中「第二条第三十三号」を「第二条第三十五号」に改める。

第三十二条を次のように改める。

（報告書の作成方法）

第三十二条　法第七百五十八条第一項に規定する報告書に記載すべき同項第一号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項（法第七百五十七条第一号に規定する税負担軽減措置等（以下この項において「税負担軽減措置等」という。）の適用の状況に係るものに限る。）は、次に掲げる税負担軽減措置等の区分に応じ、それぞれ次に定めるものに基づくものとする。

一　道府県民税、事業税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉱区税、市町村民税、狩猟税、事業所税及び都市計画税に係る税負担軽減措置等　総務大臣が行つた地方税の賦課徴収の状況に関する調査の結果

二　固定資産税に係る税負担軽減措置等　法第三百八十九条第一項の規定により総務大臣が決定した同項に規定する価格等に基づき算定した法第七百五十七条第三号に規定する適用額を集計したもの、法第四百二十二条の規定による概要調書に記載された事項、法第七百四十三条第三項の規定による概要調書に記載された事項又は総務大臣が行つた固定資産税の賦課徴収の状況に関する調査の結果

2　法第七百五十八条第一項に規定する報告書に記載すべき同項第二号に掲げる事項及び同項第三号に掲げる事項（法第七百五十七条第一号に規定する租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の状況に係るものに限る。）は、法第七百五十九条第一項及び第二項の規定により財務大臣から提供を受けた法第七百五十七条第五号に規定する適用実態調査情報に基づくものとする。

附則第三条の二の十四及び第三条の二の十五を削る。

附則第三条の二の十六（見出しを含む。）中「附則第七条第十五項」を「附則第七条第十三項」に改め、同条を附則第三条の二の十四とする。

附則第三条の二の十七（見出しを含む。）中「附則第七条第十九項第二号」を「附則第七条第十七項第二号」に改め、同条を附則第三条の二の十五とする。

附則第三条の二の十八（見出しを含む。）中「附則第七条第十九項第三号」を「附則第七条第十七項第三号」に改め、同条を附則第三条の二の十六とする。

附則第三条の二の十九を附則第三条の二の十七とする。

附則第三条の二の二十を削る。

附則第四条第一項第一号中「以下この項、第五項から第七項まで及び第十四項」を「第十二項を除き、以下この条」に、「附則第十条第十九項」を「附則第十条第十九項」に改め、同条第三項中「の規定は、」を「並びに第二十三条の七の二第二項から第四項まで、第六項、第七項、第八項（同条第三項、第四項、第六項及び第七項に係る部分に限る。）及び第十項の規定は、法附則第十二条第二項において準用する租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項及び第十八項並びに第七十条の四の二第三項及び第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）並びに」に、「、第三十六項、第三十七項、第五十二項、第五十七項及び第五十八項」を「、第五十二項、第五十八項及び第五十九項並びに第四十条の六の二第二項、第五項、第六項及び第七項（同条第二項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）」に、「、第三十二項、第三十四項、第三十六項及び第三十九項」を「及び第三十九項並びに第二十三条の七の二第三項及び第四項」に改め、同条第六項中「第四十条の六第六十項第二号」を「第四十条の六第六十一項第二号」に改め、同条第七項第三号中「次に掲げる場合」を「受贈者が、法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四第六項の規定の適用を受ける農地等を一時的道路用地等の用に供していた場合には、次に掲げる場合」に改め、同号イ中「受贈者が、租税特別措置法第七十条の四第六項の規定の適用を受ける」を「当該」に改め、同条第十項及び第十一項中「附則第十条第十三項」を「附則第十条第十六項」に改め、同条第十二項中「附則第十条第十五項に規定する農地等」を「附則第十条第十八項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この項において「農地等」という。）」に改め、同条第十四項中「附則第十条第十七項」を「附則第十条第二十項」に改め、同条に次の二項を加える。

15　政令附則第十条第二十三項に規定する総務省令で定める事項は、引き続いて法附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる租税特別措置法第七十条の四の二第一項の規定の適用を受けたい旨及び同項に規定する特定貸付農地等に係る特定貸付け（同項に規定する特定貸付けをいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する事項で次に掲げるものとする。

一　当該特定貸付農地等の所在、地番、地目及び面積

二　当該特定貸付けを行つた年月日